

投	稿
規	定

1. 本誌は、くらしと協同に関する調査研究などの成果を掲載する。
  2. 本誌への投稿は、上記の領域に関わる「研究論文」「研究ノート」「史料紹介」「事例報告」等とする。ただし審査により区分を変更することがある。  
なお、原稿は掲載時に、他誌に未発表であることを厳守する。
- (1) 原稿の字数制限は以下の通りとする。
- 1) 論文 20,000字以内
  - 2) その他 原則として14,000字以内
- (2) 原稿の体裁
- 1) A4用紙に横書き、40字×35行で印字する。
  - 2) 年号は原則として西暦を、また頁は「ページ」(カタカナ)を使用する。
  - 3) 英字の略字については原則として半角とするが、全角を使用したい場合はそのことを明確にし、同じ略字の場合に半角または全角を統一して使用する。
  - 4) 注は文末脚注とし、本文中の注は上付で、通し番号とする。
- (3) 図表は上記の原稿の分量にふくまれるものとする。なお、グラフをExcel等のソフトで作成している場合は、そのグラフの作成に使った元データも添付する。また、図版の場合はなるべく鮮明なものを別に添付する。
- (4) 原稿には「表紙」を付け、表紙にタイトル、執筆者名、所属機関および連絡先(現住所、電話番号、E-mail)を明記する。原稿本文には執筆者名、所属機関を記さない。
- (5) 投稿者は、電子メールもしくは郵送で研究所へ投稿する。電子メールの場合は、原稿一式のデータファイルを電子メールに添付する。郵送の場合は、プリントアウトした原稿4部と原稿データをおさめたCD等を両方提出する。提出する原稿のファイルは、「MS-Word(バージョン2000以降)」とし、グラフなどのデータファイルがある場合、それも原稿データとは別に添付する。写真を使用する場合は、MS-Word内に枠で場所を示し、写真データはjpg形式で別途添付する。
3. 投稿された原稿は、研究所事務局が受領し、編集委員会において投稿の受理を決定する。受理の決定後、編集委員会が指定する複数の審査員の査読を得て、その結果を基に、編集委員会において掲載の可否、区分、掲載号を決定する。審査の過程において、投稿者に原稿の加筆・修正をもとめることがある。
  4. 原稿送付先はくらしと協同の研究所事務局とする。
  5. 提出された原稿ならびにCD等は原則として返却しない。
  6. 原稿料は支払わない。
  7. 著者に本誌5部と抜刷30部を無料で進呈する。
  8. 本規定にない事項については、適宜編集委員会で判断し対応する。
  9. 『くらしと協同』に掲載される原稿の著作権について、著者は当該論文の複製及び公衆送信・伝達をくらしと協同の研究所に対して許諾したものとみなす。くらしと協同の研究所が複製及び公衆送信・伝達を第3者に委託した場合も同様とする。この許諾は、『くらしと協同』の刊行にかかわる目的に限定し、著作権は著者に帰属する。

(付則)

1. 本規定は2012年6月25日から実施する。  
2014年3月20日一部改正  
2022年12月20日一部改正